

海外重要情報 (第二十集)



理財局



海外重要情報 (第二十集)

(昭和二十二年七月十五日)

(局)

一	アメリカの對外經濟援助活動	一
(1)	マーシマル國務長官のヨーロッパ巡幸	一
	再建援助提案	一
(2)	世界的な赤字とアメリカの對外貸付	五
(3)	「メローマン・ドクトリン」の實現	一〇
(4)	米露貿易交渉協定	二二
(5)	國際銀行の活動	二五
(6)	マンモンの輸出入銀行の融資活動	二八
(7)	アメリカの對外貸付に對するアメリカ國內の賛否	一九
二	アメリカ最近の財政状態	二二
(1)	一九四一—四七年度の海況	二二
	貿易一〇箇年以上の	二二
(2)	豫算と決算状況	二二
三	アメリカの金融情勢——貸付の増加と貯蓄の増進	二七
(1)	金利公債の償還	二四
(2)	新債削減政策	二五
四	物價の動向	二六
(1)	全米銀行勘定の現状	二七
(2)	通貨の流通量	二九
(3)	政府及び民間の負債額	二九
(4)	國民所得の増勢	三〇
(5)	金の購取引	三一
(6)	アメリカにおける物價の動向	三一
(7)	物價引下運動の情況	三一
(8)	物價引下運動に對する世評	三五
(9)	ニューベリポート計畫の結果	三五
(10)	議會物價事情を調査	三六
五	アメリカの外國貿易	三七

一、四半期の決算	三〇
二、アメリカ輸出規制の現状	三八
三、大統領羊毛法案を拒否	四〇
六、最近の生産状況	四二
一、概況	四二
二、主要産業の現状	四三
三、農産物の收穫豫想	四五
四、本年住宅建築百萬元	四七
五、企業収益の新記録	四八
七、労働関係の現状	四九
一、産備状況	四九
二、工業産備指数	四九
三、労働争議	五〇
四、新労働法	五三
八、中南米	六四
一、中南米の貿易	六四
二、メキシコの對アメリカ経済協力	六五
三、アルゼンチンの物價引下げ政策	六五

第一 アメリカ最近の對外經濟援助活動

マーシャル國務長官のヨーロッパ經濟再建提案

(一) 六月五日、マーシャル國務長官はハーヴァード大學で次の趣旨の演説を行ひ、世界的な反響をよびおこした。

ヨーロッパ各國が互に協力し、一體となつてヨーロッパ經濟の再建計画を建てる、ならアメリカもこれに組織的な經濟援助を惜まない、と。

(二) ソ連参加の問題

(1) アメリカ、イギリス、フランスの立場

(1) アメリカとしては東西ヨーロッパを一丸とし、その資源をプールし、ヨーロッパ經濟の復興計画を最上の理想とし、當然これにはソ連も含まれるものと考へた。

(2) イギリス、フランス兩國の考へ

何れも安定したヨーロッパを希望することには快承と変らない。ヨーロッパが二つに分れることを憂慮し、ソ連を除外するといふ印象を極力與へまいとしていた。従つてヨーロッパ再建計画には當然ソ連も含まれるとアメリカが明言してほつと一安心はした。

しかし、この反面、ソ連の参加は會議の進行を妨害し、遅延させ、西ヨ

一 ロツパ諸國にとり重大な不利益を生むことを恐れている。
このように矛盾した氣持でソ連の態度に注目した
ソ連の態度。

まへの対ギリシヤ、トルコ援助と同じく、明かにアメリカによるヨーロッパ割
正であり、ヨーロッパの平和にひとり一つの凶犯である非難していた。
しかればじめがら参加を拒否すると、従来イデオロギイ柄な缺のカーチンが証
的な境界として明確に東ヨーロッパは西ヨーロッパから切りはなされ、このため
東ヨーロッパはソ連経済圏に含まれるか、これではたして東ヨーロッパを急速に
復興させるか疑はしい。

これに反し、東ヨーロッパの門戸を開放すると、アメリカの経済力が当然にもこ
の地域に浸透し、ソ連の地位自身を危うくする虞がある。

(三) ベーヴリン、ヒトラー會談—六月一七、八日、パリにて

この會談の結果、其が諒解、実施された。

(イ) アメリカの對ヨーロッパ援助を最も有知ならしめるため、マインヤル提案の受け
入れ態度としてまづヨーロッパ経済特別委員会を設け、現在ある両連のヨーロッ
パ経済委員会と協力せしめる。

(ロ) マインヤル案検討のためソ連をも加えて三國外相會議を至急に催すようにソ連に

招請状を發する

ソ連は六月二三日この招請状を受諾した。

(四) パリ—の三國外相會議—六月二七日から七月二日まで

この會議は開會早々から重大な問題に逢着し、難航が豫想されていたが、七月二
日にフランス外相ヒトラーの調停も空しく決裂し、ソ連はこの問題につき西ヨーロッ
パ諸國群とはつまり袂を分つことになった。

(イ) 第一の問題—マインヤル提案の基本性格の検討

ソ連外相モロトフは七月二七日次のことを要請した。

アメリカの援助の程度、その條件、アメリカ議會の承認をえられるか否か否らにマ
インヤル提案の性格を明かにするため直接アメリカに問ひ合せるように。

ベーヴリン、ヒトラーの主張

アメリカの援助を得るため全ヨーロッパ的な經濟計画を樹立するのが先決問
題であると、アメリカへの問ひ合せに反對した。

(ロ) 第二の問題—援助をうくべきヨーロッパ六個とアメリカとの接衝方式

ベーヴリンは六月三日次の提案をした。

ただちにイギリス、フランス、ソ連の三國とほかの四ヶ國からなる運営委員会を
設け、今後四年にわたるヨーロッパ復興計画を総合的に立案すること。

モロトフの反對

ハイヴァイン案は内閣による小国内政への干渉を意味するとく反對した。さらにはヨーロッパ各国に必要なアメリカからの経済援助額とこれにマドリード計畫で認められるか否かをこの會議で決定すべきであると主張した。このことタラス通信は「イギリス、フランスの主張する全体的な經濟計畫を樹立すると、ソ連の五ヶ年計畫その他これと同様な計畫經濟が脅かされる」と批評した。

ハイヴァインはこのモロトフ主張に反對した。

理由は余りにも自主的である。アメリカに白紙委任状を要求するに等しいと反對した。

(ハ) 會議の天鼓

七月一日、ビドローは妥協案を出して最後の努力を空しく擲つた。

七月二日、モロトフはビドローの酒席をほつさり拒絶してこゝに會議は決裂した。

ハイヴァイン、ビドローは共同声明を發して、ソ連を除くも「参加を希望するヨーロッパ諸國のすべてと提携してマドリード國際局長官のヨーロッパ復興計畫を實行するたのめくまご努力をへづけける」旨を聲明した。

一外

ニ、世界的な仲資金不足とアメリカの対外貸付

(一) アメリカの國際收支動向と借入

(イ) アメリカ商務省は一九四六年における國際收支動向、借入につき次のように發表した。

國際收支(單位億米)

	渡取動向	支拂動向	差引
商品輸出入(計)	一三三	五一	(+) 七二
軍特別救済	二六		
アンラその他	一〇八		
商業輸出	七九		
サーヴァイス(計)	五三	七一	(+) 一八
利子	六	二	
サーヴァイス	二四	一八	
その他(計)		八二	
政府贈與		二六	
民間贈與		六	
対外貸付		三五	

金
邦及高引込

總計

一五三

五

(四) 贈與クレジット内譯 (輸出入銀行及び商務省發行) (單位: 億弗)

贈與	一五	輸出入銀行	一〇
アンラ	一	武蔵貸與のクレジット	九
武蔵貸與	六	特別物資クレジット	八
軍による救済	四	イギリス前借款引込	六
その他政府による救済 (米糧)	六	その他 (繰預)	二
民間救済	三二	計	三五

(八) なほ一九四七年國際收支の豫想を商務省は發表した。(單位: 億弗)

商品輸出入	一〇	受取勘定	六七	差引	① 六三
軍特別救済	一〇				
商業輸出アンラ	一三〇				

サーヴィス

利子

サーヴィス

計

以上計

政府贈與

民間贈與

対外貸付

金及びドル残高引込

計

總計

一六二

一六二

(三) 世界各國の邦資金不足はだんだん深刻になつてゐる。この反面、アメリカは販路擴張のため海外市場をますます要求する。

(イ) アメリカの輸出貿易は現在のところ年額約一五〇億弗、輸入六〇億弗、差引出超九〇億弗となつてゐる。これを決済するにはアメリカが諸外国に邦を貸し付けるが、アメリカが輸入を増

(四) すかするほかない。そのうちで現在最も問題となつてゐるのか貸付の問題である。対外貸付にはいま二つの課題を感ずる。すなはち國務院官テイソン、アゲスンが力説するようにはアメリカに於ける諸外國の買付を維持するとともに共產主義に対抗する諸國を援助しようとする。トウルーマン主義を実行するためである。世界經濟の安定努力としてのアメリカの新たな地位な時貸付の増加を要請する。この貸付の方式として「平時の武器貸與」を考へられてゐるが、議院が急にこれの復活を承認しそつたものない（戦時中のそれは五〇の億年によつた）。そこで各國とも平手持の減少に慍み、アメリカ商務省当局の見通しではこの年次に飢饉の危機が到来するであらうと見られてゐる。

(二) しかも対外貸付はアメリカの景氣後退と同時に問題となるおそれがある。景氣の維持、戦後恐慌の回避の一対策として貸付によつて裏付けられた海外市場開拓が注目されてきた。

アメリカで諸外國に供與した借款と贈與とは四月末現在次の通り（單位億年）。

輸出銀行	一三、三三	輸送銀行貸付（海軍省未詳分）	七、八五	世界銀行積立（可能額）	七、三九〇
対イギリス貸付（五億五千万年からの引出額）	一五、五〇	輸出銀行（未詳分）	八、三〇	國際通貨基金（イカ出資分）	二七、五〇
買付クレジット	二六、六〇	世界復興國際銀行（イカ出資分）	六、三五	対ギリヤトル補助費	四、〇〇
計	五五、五三	計	二〇、五三	計	一〇、九八

二外

アンラのアメリカ買付分	二五、六〇	対イギリス貸付（海軍省未詳分）	二二、〇〇	對外救濟費（アンラ解散後）	三、五〇
諸國の輸入本字	五、五五	計	四四、五〇	諸國の輸入本字補償金	六、四五
比島援助計画	一、三〇	（注）対イギリス貸付は四月末ハ	四、七五	（目的の半額分）	五、五〇
計	八七、三〇	未さらに引出されてしまふ	一、七五	國際難民救濟（イカ出資分）	〇、七五
（注）対イギリス貸付は六月末には増加して二億五千万年。買付クレジット		は年引出残額一八億年。		比島援助計画	一、三五
には武器貸與、物種、餘利資産売却に對するクレジットを含む。				計	二、九五
				（注）対ギリヤトル補助費は四億年。對外救濟費三億五千万年等はすでに議會通過	

四、アメリカの對外貸付の近況

(1) 又キンゴ、四月一三日のアメリカ、メキシコ共同発表によると、メキシコ、パソの協賛レイト安定を目的に五千万年をアメリカが融通。今年七月一日から滿四年の間は二〇五千万年を担當するペリを買入れることになつた。

(四) フインランド——米國の對外剩物買入資金に充てるため一千万年の追加クレジットを供與することにさまつた（五月）

(八) フランス

フランスにどの程度の援助を與えるか、目下検討中である。これはラマデイエ首相が「トルーマン主義」を實踐して共產主義に対する西ヨーロッパの新たな防壁となりうるか、否かにかかるといふ。

ラマデイエ首相の政党内閣である社会党が反共連立内閣の主体となることに同意すれば、アメリカはラマデイエ首相の経済政策である、物価引下げ、賃金釘づけ、生産増進に連心を援助を與えようと考へてゐる。

イラン
六月初の発表によれば、アメリカのイランに対する三千萬弗のクレジツト設定に關し、近く西國間に調印の運びとなつた。

オーストリア
オーストリア政府は、同國に駐屯する外國司令官キース大將との間に六月末、取極めを結んで、價格二五〇〇萬弗の食糧および商貨を米國から購入することになつた。

ハンガリー
ハンガリー國クレジツトの支拂中止は、六月初アメリカ政府は、ハンガリーの政治情勢が一層明確となるまでは、同國に対して、餘剩財産管理委員会によつて許可された三千萬弗のクレジツトは、今後支拂を中止することに決した旨發表した。西日に今日まことに實際支拂はれた額は、百三十萬弗の半はに達してゐない。

トルーマン・ドクトリンの實現

二内

(1) 対ギリシア・トルコ援助法の成立 (四月五、二〇、朝日ニ、ニ、ス、五、一、七)

(1) トルコ・ドクトリンの實現の第一歩として、対ギリシア・トルコ援助法が成立した。

(2) この法案は三月一九日上院に提出され、五月九日下院本會議で可決された。この間、全世界の注視を浴びて、活発な論議の展開された。粟次の結果、上下院とも三分の二以上の圧倒的多数を通過した。

(3) こうした絶對多数は一九三九年の武器輸出禁止解除、及び一九四一年の武器貸與法案の通過の際にも取られなかつた。

(4) この法案がかく超党派的に議會の支持を受けた事實は、トルコ・ドクトリンに對するアメリカ國民の確信の強さを示すものかたう。

(5) 法案の主要な内容は次ぎのとおり。
一九四八年七月までにギリシアとトルコに四億弗を、そのうち三億弗をギリシアに、半分は経費復興のため、借款、無償援助クレジツトその他の援助といふ方法で、半分は軍事目的のため、一億弗はトルコに軍事援助のために割當てる。

(6) ギリシア、トルコ兩國の軍部に軍事裝備を委譲する。
これら西國の活動するアメリカ陸海軍顧問の派遣を承認する。

- (d) アメリカの製造業者、その他を通じて両國に一切の便宜を與へ、情報を提供する。アメリカは兩國の職員の訓練を行う。
- (e) 回運、または安全保障理事會が不必要または望ましくないと認めたる場合、後助を中止する。(この項は上院とウアンデンバークが異議を呈し、トトルーマン、ドクトリン)が回運を無視するといふ非難を呈する趣旨による)
- (12) アメリカ、ギリシャ兩國政府は、二十日アテネでギリシア援助に關する協定を調印した。協定の要旨はつぎのとおり。
 - (1) この援助は、ギリシャの經濟危機を回避し、國內復興を促進することに、治安の回復をはかることを目的とする。
 - (2) 援助の條件の方法は、アテネに派遣されるアメリカ使節團が隨時規定する。
 - (3) アメリカはギリシャの援助利用状況を監視するため、新聞、ラジオ関係を利用する便宜を全面的に與へられる。
 - (4) ギリシア政府は、經濟、財政、産業、および、政府の改革にかんする廣範な計画を実施する。
 - (5) この協定は國際連合に登録する。(共同外信六、二一)

(四) 武器貸與 次済協定
 概要

- (1) 本年五月までに、戰時中の武器貸與援助の次済に關してイギリス、フランス、トルコ、インド、オストラリア、ニュージーランド、ヤルキとの間に次済協定が締結され、今面さらにオランダとの間にも締結された。(時経六、二)
- (2) なお、中国及びソ連との間にも次済協定に關して現在折衝が行はれてゐるようである。
- (3) アメリカ、オランダ武器貸與次済協定(時電六、五)
 - (1) 五月二十八日、アメリカ、オランダ間に戰時協定の完全かつ最終的な次済協定が調印された。
 - (2) この協定は武器貸與及び逆貸與、連合軍により軍事的援助としてオランダに供與せられた非軍用物資の米國内派分、戰爭に基因する兩國政府の請取權にわたる、さらに米國の海外餘利資産のクレジット一億三千万ドルの暫支拂條件をも含むものである。
- (4) 協定の内容
 - (a) 各國との協定の例に倣つてアメリカはVJデット以前にオランダ軍に供給した武器貸與又はVJデット以前に消費された非軍用物資及サトウイースに対する支拂を要しない。(一億一千八百萬ドルに達する)
 - (b) アメリカはオランダ及び南印における軍事的援助として供給した約一億九千

万冊に達する非軍用物資に対する支拂を要求しない。

(c) オランダはVJデー以前の約三千七百万冊の貸付料に対する支拂を要求しな

い。

(d) オランダはVJデー當時オランダ政府の軍部以外の部局が保持していた武器

貸付による供給物資並びにその結果として武器貸付輸送格によつて供給され

た物資及びパイプイスに対する支拂合計純額六千七百五十万冊を支拂う。

(e) 他方アメリカはこの協定に列擧されてゐる種類の妥当と認められた請求権に

基つて總額約二十五万冊を支拂う。へうち二千八百八十万冊は数日中に支

拂う。オランダはその支拂額六千七百五十万冊のうち千九百五十万冊を数日中に支

拂い、さらに千三百七十万冊はオランダの承認を受けた教育計画又はオラン

ダに滞在するアメリカ人外交使節の上地建物の準備のためオランダ通貨でアメ

リカに支拂う。

(f) 純額三千四百三十万冊と前記千三百七十万冊のうちオランダ通貨及び不動産

で支拂われる以外の部分は原則として一九五一年七月一日より向う三十九年

年賦により冊を支拂われはならない。

(g) この次第における利率は二%の第一回の利子拂込は一九四七年七月一日、

アメリカの海外余剰資産購入のための一億三千万冊の現存対オランダ借款に

以上の條件を適用する。

(3) 対中国或露貸付清算交渉を開始（アサヒニユース六二八）

(i) アメリカ國務省は或露貸付法による借款の決済交渉をワシントンで中国と開始

した旨二十三日電表した。

(ii) アメリカに對する中国の承許勘定は二十億冊を起える。すなわち或露貸付法に

よるもの十五億冊、一九四二年の借款五億冊と原積九億冊に上る戦後の余剰財

産費即代二億一千万冊である。

(iii) 一方、中国側はアメリカ軍維持費としての前貸勘定一億二千万冊と、アメリカ

か中国への支拂のために中國通貨で借りた五十五万冊を含む貸勘定を有する。

(iv) 結局アメリカ側は中国に對し貸付として二十億三千五百万冊を有する。

(五) 國際銀行の活動状況

(1) 國際復興開發銀行の活動

(i) 各々の加盟國から第一回の繰入金拂込をうけてこの三月初からようやく業務を始

めた。それゆゑ、まだ十分にその機能を發揮するまじにはなつていない。三月

末現在でこの銀行に借款を申込みた國は八つ、申込み額は二億一億冊であつた。

その内訳は次のとおり。

国名	通貨単位	値 (セント)	国名	通貨単位	値 (セント)
ベルギー	フラン	二二八・一六七	アイスランド	クローネ	一五四・一一一
ポリアニア	ポリア	二・三八〇・九五	インド	ルーピー	三〇・二二五
カナダ	ドル	一〇・〇	イラン	イラル	三・一〇・七・八
チリ	ペソ	三・二二五・八一	イラク	ディナール	四〇・三
コロンビア	ペソ	五七・一四三・三	ルクセンブルク	フラン	二二八・一六七
コスタリカ	コロン	一七・八・九・四	メキシコ	ペソ	二〇・五九七・三
キューバ	ペソ	一・〇	オランダ	ギルダー	三・七・六・九・五・三
エクアドル	ソル	二	ニカラガ	コルホ	二・〇
デンマーク	クローネ	二・八・三・七・六	ノルウェー	クローネ	二・〇・一・五・〇
エクアドル	ソル	七・四・七・四・一	パナマ	バルボ	一・〇・〇・〇
エルサルバドル	コロン	四・三・三	パラグアイ	グアラニ	三・三・三・六・二・五
エチオピア	ドル	四・〇	ペルー	ソル	一・五・三・八・四・六
フランス	フラン	四・二・五	リビ	ドル	五・〇
ケニア	フラン	〇・八・三・九・五・八・三	南アフリカ	ポンド	四・〇・三
ホンジュラス	レムピラ		イギリス	ポンド	四・〇・三

甲△(金類) 甲△(金類)

ナエコスロウフキア 三・五
 ポーランド 六・〇
 チリ 〇・四
 デンマーク 〇・五
 フランス 五・〇
 イギリス 二・五
 オランダ 五・〇
 ルクセンブルク 〇・二

債 金

農産、建築および交通機関などの復興資金
 輸入資金および復興開発四ヶ年計画の資金
 開発基金
 産業の復興及び近代化の資金
 産業五ヶ年計画の資金
 農業交通機関の復興及び近代化の資金
 経済再建計画の資金
 戦災地再建および経済復興の資金

(2) 国際通貨基金の発表した加盟国通貨の価値

(1) この基金は一九三六年二月二十八日に加盟三ヶ国の通貨価値を決定、発表し、三月一日からこれに基づいて締結業務を始めた。この基金の説明によると、この価値は各国から報告してきた、現行の対アメリカドル為替率をそのまま、次々と発表したものから、これを不変更をしようとこの基金が保証したという意、味ではない、とのことである。

(10) その発表した基準率は次の通り。

(6)

ワシントンの輸出入銀行の對外融資活動

(1) 資本金一億弗の三倍半までの貸付能力があるが、すでに世界各国への貸付額は二億餘弗に上っている。除却のうち五億弗は中国向けにイアマートクされているので、また三億弗の餘りがある。

(2) 現在借款申込額はほぼ三億弗に上っている。この半が認められることはなからう。今後の借款許容の條件としてアメリカで買ひつける物資の代金に當てることになりう。

(3) 借款申込は次のとおり。

申込国	申込金額(億弗)	使途
メキシコ	不明	不明
オーストラリア	五〇	原料及び施設の買入
ドイツ	三〇	棉花買付
チエコスロヴァキア	一〇	棉花買付
ハンガリー	二〇	棉花買付
エジプト	五〇	前年資金
フランス	二〇	民間業者からの申込
最近のクレジット設定	輸出銀行はトルコ	フランス、エズラおよび

ラジルの四箇国に對し、總額四千三百萬のクレジットを承認した。これは輸送および建築材料の購入に使用される筈である。
 (短中波情報 六月十九日)

(七) アメリカの對外貸付に對するアメリカ國內の意向
 議會方面の消極的

政府の對外援助がこのように拡張することに付共和黨の多数を占めるアメリカ議會方面にはむしろ消極的態度が大勢を支配している。共和党上院議員ダブトは七月初次のように批評している。

民主党政府は国内物價引下運動を断念したようだ。といふのは、民主党口影大な對外貸付を行つてかえつて国内物價を釘上げる結果を生じているからである。外國に貸付してアメリカ國內で物價を購入させることは、国内物價を騰貴させるだけだ。アメリカ占領地に對する援助は別として、議會はこれ以上の對外援助案には賛成したくない。しかし、これは國際情勢と對キリシヤトルコ援助計画の成否に勿論かかることではあるが。

(八) もと大統領フーヴァーの警告

フーヴァーは六月十四日上院歳出委員會委員長スタイルスブリッジに書簡を送り、アメリカの對外援助の限界について次のような見解を述べた。
 今日の政治的經濟的混亂の危険は終戦以來未曾有に昂進している。これを防

止するたゆみアメリカは最大の勢力を維持しおぼろぎなきアメリカはこの混乱した世界で唯一の強国であり、これを濫用や麻痺のため混乱に陥ることのないように世間はなれないともない。世界を破滅に導く。今日のような生産消費状態ではアメリカは今までのような規模の対外援助を行えない。アメリカ経済の安定を破壊する。生産力を増すか、消費を削減するかせわはなならない。なほソ連の平和混乱によって占領軍は占領地救済のため数十億弗の無駄な費用を支出した。

ここにアメリカの経済力を維持しつつ海外救済を強化する措置として次のことを勧告する。

- (3) 一 国内消費の自発的節約と輸出の増大
- 二 対外経済関係機関の全活動の一元化
- 一 アメリカの対外援助対象を西ヨーロッパ文化圏に限定すること。
- 一 単救済国が輸出しうる特定資材をアメリカが購入蓄積すること。

七月一三日ニューヨークのアメリカ輿論拓協會で次のような演説をした。
世界経済は急速に回復はしてゐるが、第二次世界大戦の與えた経済上の打撃は豫想以上に深刻である。アメリカは終戦以来諸外國政府に直接間接その他

いろいろの形で約三億弗も援助を與えた。アメリカは他國よりはその経済情勢がよくわかつたが、その対外貿易の大半は政府の手で行つたものである。一九四六年中の輸出一五〇億弗、輸入七〇億弗、差引出超八〇億弗となるが、このうち大口は約半はアメリカ政府が貸付、贈與した。今後この開きを埋めるには輸出を減少するか、貸付又は贈與を與る。かゝるいふ第一の方法は不可能であり、今後とも多額の貸付、贈與によつて世界経済の救済を進めらるべきでないであらう。

(4) 外国援助に關する特別委員會設置

トルーマン大統領は、アメリカの對外援助の限界と、これによつてアメリカ経済に及ぼす影響について、可及的速かに検討するため、三つの特別委員會を選任した。その一はケルソ少将を主席として、アメリカの国内資源について調査報告する。その二は大統領の経済諮問會議の議長たるエドワーズ博士の下に、對外援助計畫がアメリカの経済組織に對し、現実に如何なる影響を與へるかを分析する。その三は十九名が産業界、経済、教育家および奨励指導者からなり、外国救済のために利用されるアメリカの資源を決定し、アメリカがこれに與る賢明かつ安全に拡張できる限界をいつて検討する。この委員會のうちには、また「トバ」自動車會社社長バウルホフマン、C.I.O.の會計主任、J.P.ケリー、セネ

二、アメリカ敷込の財政状態

九月の連邦銀行預取レタスター、デーヴス及びローク大学の學監カルワン、ブローカー
らとか加はっているが、この委員會の主任は商務長官ハリマンである。

(短中波情報 六月二十三日)

(一) 一九四六、四七年度の概況

(日米 七三)

大統領は十二億五千万弗の餘剰金を予想し、予算局六月二十日の發表によつて
は純歳入四百二十五億弗、歳出四百十二億五千万弗、赤字十億二十五百万弗に達すると
予想される。

(2) 六月十八日の理計では歳入四百五億六千二百万弗、歳出三百九十七億六千万弗で、
六月中の徴税額二十億弗は今後徴収されることになり、歳出も合計半年度の
決算日には多くなるのが常であるから、十億弗といふ餘剰には大した違いはない
であらう。

(二) 予算審議状況

(1) 共和党の意向を反映して明年度予算三百二十五億弗は合同予算委員會によつて二
月十五日に軍事費の削減と合せて合計六十億弗削減された。

(2) 六十億弗削減の内訳は次の如くである。
陸軍省 十億弗 (三、一、ウイーク二、二四)
海軍省 七億五千万弗

六内

陸軍海外救済費 五億弗

連邦政府人件費 十五億弗

公共事業費 一億弗

農 業 二億五千万弗

學校給食 七千五百万弗

農村電化 一億七千五百万弗

在野軍人局 二億弗

(3) 合同予算委員會のこの報告案に對し下院は二月二十日同案を可決したが、上院
は二月二十六日四十五億弗削減案を可決した。そこで妥協案の折衝が行われたが
對立して互結せず、個々の歳出予算案の審議が進められた。

(4) 個々の歳出法案審議状況
(三、一、ウイーク三、三一)

(1) マリシヤトルコ三億五千万弗援助法案 (二月三十日 署名 判立)

(2) 下院通過

(3) 海軍省 三四六九六七一千弗 (一、一%を削減)

(4) 農務省 八四八、一〇、一千弗 (二、八七%を削減)

(5) 五月本までにおける削減總額二、四六、六九八千弗 (タイム 六、三)

下院歳入委員會決定

内務省予算二億九千五百万弗から一億五千六百万弗に削減
警備及び連邦保衛隊予算から
二億七千八百萬弗削減
財務省及び郵政局予算から
八億九千七百万弗削減
(ロイム 五、五)

司法省予算から三百萬弗を削減し一億八百万弗

国務省予算二億七千九百万弗から二億を削減し一億一千九百万弗
商務省予算二億八千七百万弗から三三%を削減し一億九千一百万弗
(タイム 五、一九)

陸軍省予算五十七億一千六百万弗から八三%を削減し

五十二億四千九十八万二千四百二十三弗
(時至 六、三)

上院は六月二十四日海軍予算四十一億五百七十万弗を可決した。この結果
メリカ海軍は主要艦艇三〇隻、航空機五千を削減することになる
(久信 六、三五)

高利公債の償還

財務省は年額五十億弗に達する國債利子支拂を削減するため最高利子率の公債を償

還することになった。昨年三月より現金償還してたりは短期の財務省証書であつ

た。
① 財務長官スナイカーは一九四七—五二年満期四二五%利附のトレダヤリ・ボナ

② これらの公債は一九二二年に発行されたもので、四二五%の利子率は二千五百七

③ 十四億五千九百万弗に上る國債平均利子率の二倍であり、前記の公債が償還され

所得税削減法

④ 今期議會に共和党の提出した國內關係の二大重要法案、所得税削減法案と労働関

係法案のうち、前者は大統領の拒否権が成功して六月十七日下院で流産し、後者は

⑤ 大統領の拒否権は労働界の全面的な支援にもかかわらず失敗に終わった。

のり減税を行ふ。

四 上記以上収入の増加することと段階的に減税率を引下げる。

四 三十万二千三百九十六円以上は一律に一〇、五%の減税を行ふ。

(3) この法案が成立すれば、約四十億円の減税が計りこまれる。

その経済的意義についてはニユーヨークタイムズ紙は次ぎのように要約している。

四 現行税率では企業の活動意思を衰えさせ、消費者購買力を枯渇させ、投資を減少させる。

四 減税によって消費力を保證すること、景氣後退に對する最上の防衛手段といふのが共和党内言ひ分である。

四 右りようの總括的減税率については民主黨はもちろんで、共和党内部にも多少の異論があつたが、共和党内部としては、昨年十一月の中間選挙に減税を公約したため、せひとも実現したいといふところがあつた。

(5) 大統領は同法案を拒否に際して次ぎかような趣旨の教書を議會に送つた。

四 今回法案は健全な租税政策の犠牲において不當かつ危険な利益を國民に興へようとするもので、政府財政の立場から安全とはいえない。

四 經濟危機切迫を予言する者が多いが、現実に景氣後退が切迫している証拠はない。インフレーションの圧迫は引き続き続いている。減税はこのインフレーションの圧迫を増

七内

大させる。

(6) 提案によれば、高額所得者が利益を得て、眞に救済を必要とする者を救ふことができない。必要なのは、財政制度の根本的改正と、国内消費税大企業を利益

に対しての課税、相続税などの改革である。

(7) 大統領が租税法を拒否したのはこの法案が第二回目であり、しかも、減税法案拒否は案に今回が初めてであつた。

(8) 本法案が不成立により、はやくも共和党内明年度には、個人所得税のみならず、事業所得、法人課税の軽減その他廣範な税制改革を實現しようと研究中であると傳へられてゐる。

(共同通信六一六、アサヒニヨース六二八)

三、一般金融情勢—貸付増加と貯蓄減退 (時至六、九)

(1) 概況—國民所得は増加しているのに拘らず貯蓄は減少し、貸付は増加している。これは物價の騰貴を消費物資の供給増に伴ひ一般の購入が増加したためである。

(2) 全米銀行勘定の現状—通貨監督官カレストン、デラノが発表した昨年未現在全国銀行一万四千六百三十三行の営業状況は次の如くである。

(3) 全国商業及び貯蓄銀行の貸出総額は三百五十八億二千三百万円で、昨年六月末より四十一億二千九百万円(一三%)増、一九四五年末より五十三億五千六百万円

(一八%)増である。その内貯蓄は次の如くである。

一九四六年末 一九四五年来対比増(%)

商工業貸付 一四、三三七百万円 四八

消費借貸付 四、一〇九、〇〇〇 七〇

不動産貸付 一、一六七、五〇〇 三〇

その他貸付 五、八〇二、〇〇〇 三九

(2) 昨年末の預金額は一千五百六十八億一千九百万円、昨年六月末より三十五億四千八百万(二%)減、一九四五年末より九十七億二千九百万(六%)減である。

(3) 総資産は一千六百九十四億六百万円で六月末より三十二億九千万(二%)減、一昨年末より八十九億四千九百万(五%)減である。

(4) この主要な原因は政府公債の手持ちが公債償還によつて減少したためである。

政府公債手持 八七、〇九四百万円 増 一四、八一〇百万円

州その他公債 四、四七八、〇〇〇 増 三九四、〇〇〇

その証券 五、〇六五、〇〇〇 増 五三七、〇〇〇

証券手持合計は九百六十六億三千七百万円で総資産の五七%を占めてゐる。

この割合は一昨年同期より六%に比して着しく減少した。

現金及び他銀行残高は三百五十二億一千八百百万円で一昨年末より三億九千七百万円の減少である。

七外

四) 通貨の流通高

	四月三日	五月二日	六月四日	六月二日	六月六日	六月五日
通貨流通高	二八、一一八	二八、二二一	二八、二六一	二八、二五三	二八、二九五	
金保有高	二〇、七七四	二〇、九三二	二〇、九九〇	二〇、二二六	二〇、二二三	
過剰準備	六七〇	五一〇	六七〇	七七〇	八六〇	
政府証券保有高	二、八五六	二、五九〇	二、七六〇	三、五七八	三、一八六	
仲買人貸付	五四一	八三二	九四九	八九二	八六九	
農工商貸付	一〇、九六七	一〇、七六一	一〇、六九七	一〇、六三〇	一〇、六三六	
預金準備率	四七・一	四七・五	四七・六	四七・六	四八・一	

四) 政府及び民間の負債額

(時経五、二六)

政府及び民間の負債額は一九四六年六月末に四千二百七十三億九百万円に達してゐる。(一九四五年六月末四千五百五十二億三千四百百万円)

(2) その内訳は次の如くである。

連邦政府 二六、九四二、二百万円

民間 一四、二〇〇、〇〇〇

州政府及び市町村 一、五八八、八七

(3) 連邦政府負債はその後二十億弱の減少、州地方負債は今年数年間には幾分上昇するであらう。民間負債の上昇してゐるものは戦時中に歸還した需要の反動によるものであるが、これも一九四七年には頂点に達しその後減少しよう。

(五) 國民所得の趨勢

國民所得の趨勢

國民所得

個人所得(單位十萬圓)

一九三九年	八八六	七〇八	七〇八
一九四〇年	九七一	七七六	七六一
一九四一年	一二〇二	九六九	九二七
一九四二年	一五二三	一二二二	一一七三
一九四三年	一八七四	一四九四	一四三一
一九四四年	一九七六	一六〇七	一五六八
一九四五年	一九九二	一六一〇	一六〇八
一九四六年	一九四〇	一六五〇	一六五一
一九四六年 第一四半期	一八三七	一五二九	一五六七
第二四半期	一九〇二	一五八二	一六〇六
第三四半期	一九六六	一六九四	一六七八
第四四半期	二〇三二	一七七二	一七三五
一九四七年 第一四半期	二〇九〇	一八〇〇	一七七〇

(註一) 一九四七年第一四半期總生産高二十九十億弗は戰時中の最高である一九四五
年第二四半期のそれと匹敵している。この増加は主として消費財及びサービス
イヌの増加による。

(註二) 同じく個人所得阿夫弗一千七百七十億弗は一九四六年第四半期に比して約
三十五億弗の増加を示している。内賃銀及び株給の増加は二十六億弗に達し
ている。(時至五二六)

(六) 金の買取

(1) アメリカで金の価格は一九三四年一月一オンス二十弗六ニシテから三十五弗
に引き上げられて以来、この價格で、望邦準備銀行からアメリカ造幣廠に引渡さ
され米國の公定相場はこれから動かないものとされてゐる。
國際通債基金も各國通債の基準率を決定するのにこの金價格を採用し金の世界
價格となつてゐる。

(2) しかし、アメリカで金の價格を自由に金の賣買せしめるといふのは、
戰時中は、公定相場三十五弗に固定するのは、外國の中央銀行又は、これに類
する政府機關に限つており、しかも、これらの機關が自由市場で金の操作を行

つてゐる疑いのある場合は賣却を拒否する。また、國際通債基金も各加盟國に
決定した基準率と異なる相場で賣却しないという誓約を行わしめてゐる。かく
して國際的には希まじく金の價格は安定できるようになつてゐる。

(3) 最近傳へられる所によれば、右の誓約は大々破られてゐる。
ワイヤリス、アメリカ、南アメリカ連邦、カナダの各政府は金か否かとして取扱
はれることを拒否、自由輸出許可も喚びてゐない。アメリカイギリス兩國は外
國の金については若干の自由取引を認めてゐる。ここに地金取引業者が取引す
る機會がある。なほ、少くも各中央銀行は、その保有金、産金、またはア
メリカから公定價格で入手した金を自由市場で賣却してゐる。

(四) これらの取引の行われる價格は完全自由市場に依つて、左右され、最近の
相場は一オンス、三十八弗五十仙乃至三十九弗、あつた。その主たるものは
① メキシコ、ペルチ、アビシニヤ、及び中東諸國は弗の場合に十乃至十五%そ
② 他の通債の場合にはさうに多、カフレミヤムを付ける。
③ フイリソレンは自由市場で賣却するのを生産金をロンドンに送つてゐる。
④ 中東諸國は各々、よりロンドンに諸國の王族達は莫大な金を保有してゐる。

かうして各地の情報を監視し、金價松訂正の聲は高い。

アメリカにも米價松か、實際に、野前價格より四五%も低下しているから金價格を引上げせよといふ論もある。勿論財務當局は金價格引上げを否定し続けている。

國際通貨基金は、金が平衡レート以上で取引されることを重大視し、如盟國四十四ヶ國に對し、一オンス、三十五形以上の價格での金塊の國際取引を防止するよう再訴

(兵河外信六二五) 時 電 六二五

四、アメリカにおける物價の動向

(一) 物價引下運動の情況

數週前前マサチューセツツ州ニユーベリポート(人口一五、〇〇〇)店一七一に發生した物價引下運動の状況とその結果は次の通りである。

- (1) 物價の騰貴と物價引下運動は米國市民一般に強く感ぜられた。
- (2) 一全物價の發議でニユーベリポート市小賣商人連は十日間を限り價格の一〇%引下を断行し、全國の物價引下運動の魁をなさんとす。興奮と期待に燃えてきた。

外ハ

てきた。

(3) 計畧実施四日にして、小賣商店の賣上高は二〇%乃至八〇%増加した。

(4) この計畧は、ニユーベリポート計畧と喧傳され左記都市も続々これにならつた。

ミシガン州	オステゴ市	人口	三、四二八
イリノイ州	フランクリンパーク市	人口	三、〇〇七
モンタナ州	リバティ市	人口	三、五九八
カリフォルニア州	シャーマンオーク市		
マサチューセツ州	ブルクトン市		
ペンシルバニア州	モスター市		

(5) その他の各都市の消費着達も自分の都市かやがて、これにならふものと期待した。

(6) トルーマン大統領は大いにこの計畧を賞讃激励した。

(7) 後になつて卸賣業者も幾分協力し、生産者も協力の氣配を見せた。

イ、リヴァースラガース石炭製造會社は一割値下げを發表した。

ロ、コルゲート歯磨會社もこれに従つた。

(二) 物價引下運動に對する批判

(1) カンサス州 ジョブセン氏(トルーマンの協力者)

「この運動は生産分配方面の支持がなければ不可能である。市民は卸賣商の協力は幾分期待出来たが、生産者のそれは望み得なかつた。」

(2) ニューヨーク前市長ラカリア氏

「物價引下の端緒が小都市から起つたのは喜劇だ。物價の下落は大通り

Spaulding Street から生ぜず、*Wall Street* から生ずるのが本別だ」と

笑つた。

(3) カンサス州

ニレカ大學教授バアソン氏

「卸賣價格引下のない小賣價格引下は不可能である。経済は時計のようなもの
で、一つの歯車だけが獨立して動くことはできない。」

(三) ニューベリーポート計畵の結果

(1) この引下計畵は一般化するに至らずこの運動は擴張はしたが速かではなかつ

内九

た。

(2) 大都市には生じていない。

(3) 大部分の製造業者は同情的でもなく、承諾もしていない。

(4) 三週間を経過して商人はこの計畵を放棄せねばならなくなつた。その理由は

卸賣商人の援助はその場限りのものとなり卸値段は低下しなかつた。

ロ、各種事業団体は、その困難なことを指摘攻撃した。

ハ、聲援のみで、政府當局から何等の支援も與えられなかつた。

(5) ニューベリーポート商人の計畵は影をいそめたが、彼等はなほ將來に希望を
かけてゐる。

(6) 一般大衆は小賣商人、卸賣商人、製造業者へと物價引下協力を要求する意思
表示手段を自覺した。

四 議會物價事情を調査

(1) 上院議員タフトは六月二十二日から三十日間に亘つて、アメリカの物價事情に
ついて公聴會を行われらるであらうと發表した。また

(2) 同じく上院議員ホルドウィングも、六月十九日国内のインフレーション物價について調査するため、両院共同委員會の設置に關して動議した。

(3) なおシカゴ市では本月十九日の食肉類の値段は、空前の高値を唱へた。最近完了した調査によれば、現在の食肉類の價格は、一九三四年乃至一九三九年の平均價格の約三倍となつてゐる。併し有力な石炭會社は、製品の五%乃至十%の價格引下げを即時実行すると發表した。

(短中波情報 六月十五日)

(4) 事業不振の徴候を認めず、物價事情について調査を進めてゐる両院合同委員會は、知名の実業家の意見を聴取することになり、先づ第一に、セネラル・モーターズ社長とベーカーズカンパニー社長との意見を質した。その際兩人は、米國における事業不振の徴候は認められないと証言したが、國民の負擔を軽減するために、税の引下を行ひ且公債を減少する必要を強調した。

(短中波情報 六月二十五日)

五、アメリカの外國貿易

外九

(1) 第一四半期の出超三〇億弗(時經五二六) 商務省發表によれば商品及びサービスとの輸出は四十九億弗、輸入は十九億弗で出超は三十億弗に達した。この割合で進めば一九四七年の輸出總額は百九十五億弗に達するであろう。

(2) 此は武蔵貸與が高潮に達した一九四四年の二百十四億弗を除けば有史以来の巨額である。かくの如き出超は空前の對外融資計画に加えてさらに幾十億の借款を行ふ可能性がある由因である。

(3) 出超三十億弗の補填は左によつて賄われた。

- 借款の引出 十二億弗
- 金及び弗資金から 十二億弗
- 民間からの贈與(アンラ) 六億弗
- 占領軍の現地配給

(4) アメリカ輸出統制品の現状(時經六一四) トルーマン大統領はさきに議會にたいし、戰時統制權に基つて一定限度の輸出制

六月以降も継続するよう要請しこの成行きは注目されて来た。農務省はこれら輸出統制物資の現状について大要次のように發表した。

農産物

- イ 油脂は世界的に異常状態を呈し、アメリカの消費量は記録的である。このような状態は今後二年間続くと見られる。
- ロ 乾燥大豆およびえんどうは現在輸出統制されている唯一の野菜であるが、明年も引き続き統制されると思はれる。
- ハ 魚製品については、塩干魚を除く外、全部輸出統制をはずしている。塩干魚も六月末までに國際割當が出来るはずであるから近く統制は廃止されるだらう。
- ニ 重皮革は統制されない。軽皮革も三ヶ月内に完全に統制を外されるであらう。
- ホ 穀類については、たとへば玉蜀黍は今後六ヶ月ないし九ヶ月内に統制から外される可能性があるが、他の食糧品は明年六月以降も輸出統制を要するだらう。
- ヘ 石炭は割當制となっており、明年夏前にこれをやめることにはできないだらう。
- ト 鉄、鋼、肩鋼は明年第二四半期まで統制を必要とするだらう。銅、鉛、亜鉛は米國の生産状況からみて明年七月前に統制から外すことは出来ないと思はれる。
- 二) 石油輸出統制を再開
 - イ ロンドン電報によれば、米國は石油製品の國內需給状況が逼迫したという理由で機関用油全部と石油製品の大部分の輸出統制を再開する旨商務省國際貿易局から發表した。
 - ロ 今回の發表は、議會が太平洋沿岸地方からソ連向けに石油が輸出されている事実を非難したのに對して、國務、内務両省が數回にわたる會議を行つた結果とられたものである。(日通、六、二五)
- 三) 大統領羊毛法案を拒否
 - イ 概観

大統領は六月二十六日両院を通過した羊毛法案を拒否した。本法案には羊毛輸入関税引上げを許可する條項があるのでト大統領はこれはアメリカの主張する世界通商自由の原則にもとるものであると述べた。かくて大統領はここ二週間の間に減税法案、奨励法案に加えて第三回目の拒否権発動をしたことになった。同法案の成行は現在シネネーツで開かれていた國際関税會議に影響するところか大きいので世界から注目されている。(外信六、二七)

(2) 法案の内容

①、主として西部諸州の羊毛生産者が低價格の外國羊毛特にオーストラリア産の輸入による脅威を避けるために提唱した。(時至六三)

④、その主眼は大統領に對し輸入割當又は最高五〇%までの輸入税を課する権限を與へんとする。(時至五一九)

(3) 審議経過

(一) 六月始めの関税引上げ項を含む下院案と、補助金支出を認める上院案との妥協折衝が兩院協議會において行はれた結果下院案が採擇された。(時至六、二〇)

外下二

(二) 同法案は六月十六日に下院を、十九日に上院を通過し大統領のもとに廻附されたのである。(時至六、二一)

六、最近の生産情況

(一) 概況 スタンド社の工業生産指數は四月五月と続いて附下し、景氣の轉換期を思はせたが、六月に入り微騰を示し、特、の感をいだかせる。

	最 高	最 低
三月	一九七九	一八四四
四月	一八二六	一七五三
五月	一八四三	一七五三
六月	一八七九	一八二一

(二) 商務省の四月報告書は、産業活動が平均高水準を維持しているが上昇の傾向は四月になつて停止したと述べ、住宅建築、工場及び施設に對する事業は頗打ちの微候を示したと述べている。

(三) 労働省勞務統計局の五月二十日發表によると、最近製造業者の一部に過剰採

短するものかだまきたが、これは建築の増加か思はしくないとともに、米國經濟の弱点を暗示するものであり、事実、製造業における雇用の若干減少したことは注目に値する。工業界は、飽利失に近づきつつあると述べている。

(四) 連邦準備局の工業生産指数によると本年頭初の三ヶ月は大した変化もない。

一九四六年 十二月 一八五
一九四七年 一月 一八九

二月 一八九

三月 一九〇

四月 一八七

(五) 主要産業の現勢

(イ) 石炭・アメリカ石炭協會発表によれば、三月中の週最高一千三百十四万トンから四月一千二百五十九万トンに附下し、附下傾向を辿るか危ぶられたが五月、六月は相次いで増産を示している。

四二

(一週生産高) 単位千トン 最高 最低

三月 一三、一四〇 一三、七七五

四月 一三、六七〇 一三、八〇〇

五月 一三、〇四五 一三、〇五〇

六月 一三、八七五 一三、九〇〇

(註) 四月の週生産激減はC.I.O.等追悼ストに影響されたものである。

(2) 自動車工業

(イ) ワード自動車情報社発表によれば、カナダの生産を含めて、本年に入り最高を示し、週平均十万台突破したが、四五月何れも附下し六月第一週に入り十万台を突破し激く持直しの氣配をみせている。

(週生産高) 単位台 最高 最低

三月 一〇七、三三〇 一〇四、八〇二

四月 一〇三、一四八 九七、九八八

五月 一〇七、九六七 八二、八八一

六月

一〇四、八五五

六六、五三七

四五

四) 民需生産局長官ヒューストンは一九四七年のアメリカ生産展望報告乗用車及びトラックの本年の生産高を五百万台に達するものと豫想している。

ハ) 全アメリカ自動車協合理事長ダロンは、大規模の罷業がなければ、四百万台に達するであらうと述べている。

現在乗用車に對する潛在的需要は二千万台以上と推定されている。(時五)

三) 農産物の收穫豫想

ハ) 農務省は一九四七年度の收穫豫想を左の如く發表した。

小 麥	一九四七年	一九四六年実收	(單位千ハツセル)
燕 麥	一、一〇二、〇〇〇	一、一五五、七一五	
大 麥	一、三九七、〇〇〇	一、五一〇、〇〇〇	
玉蜀黍	二、六二〇、〇〇〇	二、六三〇、〇〇〇	
米	三、〇〇〇、〇〇〇	三、二八七、九二七	
	七、二〇〇、〇〇〇	七、一五二、〇〇〇	

大 豆	一九九、〇〇〇	一九六、七二五
馬鈴薯	三、五五〇、〇〇〇	四、七五〇、〇〇〇
落花生	二、〇〇〇、〇〇〇	二、〇七六、〇〇〇
亞麻仁	三、七〇〇、〇〇〇	二、三〇〇、〇〇〇
煙 草	二、〇〇〇、〇〇〇	二、二三五、〇〇〇

この豫想は頗る暫定的なもので、その理由に就てられるものは左の通りである。

- イ) この豫想は各作物一エーカー當りの平均收量を算定したものであるが、エーカー當り收量は異動を生じ易いこと。
- ロ) 作付面積も多少異動の可能性があること。
- ハ) 最近、農産物の價格昂騰で農民が有利な作物例へば、春小麥、亞麻仁、玉蜀黍、大豆に轉換する傾向を生じたこと。(時五、二〇 世界經濟日報)
- ニ) 農業生産激増の兆候
- ホ) 農場の能率は最近著しく増加する傾向がある。これは又きの數字に示されて

四六

三五三九年
平均

一九四六年

増減率(%)

農業労働者数

一〇〇〇

九一七

減 八二

一労働者当り生産高

一〇〇〇

一四二九

増 四三九

(イ) 農業労働者は戦前平均より八%三方減少し一九四六年の労働者数は一千

一万二人になつてゐる。また、耕作農場数も戦前より三十五%少い。

(ロ) 従来にも拘らず、一九四六年の農業生産は三十一%多い一人當り生産高は

この期間に四二九%方激増した。

(ハ) 農業労働者は工業方面に轉向したことを意味する。

(ニ) 農業能率増和の原因は、トラクターその他の農業の機械増加肥料、石灰

の使用増加が響けり出ている。(時至六一六)

四) 本年度住宅建築百萬戸か

米國の住宅局長官クリナムは、若し連邦統制令が今後數ヶ月継続されるならば、本年中には百萬戸以上の住宅が完成するであろうと冒頭して次のように述

内ニ

べている。本年の建築事情は一九二〇年代以後の如何なる時期よりも良好であり、本年最初の五ヶ月間に完成した恒久住宅は二十九萬であり、目下進行中のもの約二十九萬戸である。住宅にあらざる建築計画は、資材難のため、著しく停頓してゐる。若し住宅以外の建築に關する連邦統制令が、七月末に撤廃されないならば、建築資材の需要は、住宅建築の方に向けられるであろう。

(短中波情報 六月二日)

四) 企業収益の新記録

商務省発表によれば、一九四六年におけるアメリカ諸会社の税引後の収益は最高記録を示現した。

(イ) 一九四六年度の税引後の會社収益總額は、一九四三年より二十億弗方上廻る

百二十五億弗であつた。

(ロ) 税納付前の四六年度の収益高は、二百十億百五萬弗で、これは一九四三年の戦

時平時を通じての最高記録より約三十五億弗低い。

(ハ) 税引後の収益か税引前の數字より著しく増加してゐるのは、超過利得税の率

よ、および一九四五年末、法人所得税が四十%から三十八%に低減された、
わである。(時至六二五)

七、労働関係の現況

一、雇傭状況

国勢調査局発表によると、就業者総数は月々増加している。すなわち、四月の
就業者数は五千六百七十七万人で三月に比し六十万人増加、五月は五千八百三十
三万人に達し、四月より百五十万人の増加で最高記録を作った。
この増加は農業部門の季節的雇傭増加と小企業業の盛況を反映する。(日米六二三)

就業者及び失業者 (単位千人)

月	就業者		失業者	
	内非農業	同農業	内非農業	同農業
三月	五六一〇〇	四八八〇〇	七三〇〇	二、三〇〇
四月	五六七〇〇	四八八〇〇	七九〇〇	二、四〇〇
五月	五八三三〇	五〇一三〇	八二〇〇	二、五〇〇

二、工業雇傭者数

労働省労働統計局発表によると、四月の全工業雇傭者は四千七百七十七万八千人
で、前月より十四万人の減少したと報告した。

- 一、この減少のうち、製造工業がその三分の二を占め、その他、煙草、皮革、小
工業の各部門で二万五千人減少した。
- 二、建材工業は比較的安定していたが、照明装置、アルミ製品、ラヂオおよび家
具などの生産部門も減退の兆候を示している。
- 三、軽工業方面の雇傭は減少して行く状態にあり、現在、失業者数は最低二百五
十万人前後であるが、これ以下に降るとは不可能であると併せて報
表した。(日米六二三)

三、労働争議

本年初頭以来、大きく平静であった労働関係は四月に入つて、次ぎの二つのストを
経験した。六月には海員ストと続いて、新たに成立した、多フト、ホー、トリー、等
衝法反対ストが繰がしつ、漸く前述の多難を思わせる。

四、軟弱スト

② 罷業の原因は三月二十五日イリノイ州セントレイサア鉄鉱で爆発事故が起り、一十一名の鉱夫が死亡した。組合長ルイスは犠牲者に哀悼の意を表し、今後の事故の絶滅を期するたため、全米軟炭鉱夫四十万人に對し四月一日から六日間にわたるストを指令したことにする。

③ このストは組合と経営者側との團體交渉に基づいて認められた追悼の権利を行使したものであつて政府もこれを禁止しなかつた。

④ 電話スト

④ 三十五万の組合員をもつ電話労働者總同盟(A.F.L. C.I.O.)の何れにも所屬しない)は三月、全賃銀週十二弗その他九項目に亘る要求を會社側に提出し、政府も調停にのり出していたが結局豫告されたスト期日までに交渉成立せずストに入った。

⑤ C.I.O.の三大組合である自動車、煙氣、鉄鋼組合がかねてより、ネーパシ報告を基礎に一時則二三五仙(五一ニ八ドルに當る)の植上要求を出しているが、電話ストの解決に影響される所大きい。

⑥ ①③

⑥ ①の後電話ストは個別的に解決されたが五月二十日、ウエスタイン、エレクトリック會社が平均週給四弗六十仙が引上げを要求し、従業員側も復職を聲明したものを最後に全國的ストは四十四日ぶりで全部解決した。

(アサヒ、三、四、一、二、五、二、二)

⑦ 海員スト

⑦ C.I.O.所屬二十万人の船員、ならびに、船舶関係労働者は六月十六日より全國的ストに入った。

⑧ このストはC.I.O.所屬船舶関係五組合の旧契約が六月十五日で満期失効になつたのを機會に「契約を引上げれば就業せしめ」の原則にもとづいて船員、ドック労働者か職場を放棄したことに始まる。東海岸から西海岸諸港にある一千隻の船舶に波及した。

⑨ 全アメリカ海員組合はストに入った理由として、船主側が次ぎの要求を拒否したことにあると發表した。

- a. 賃銀二十%引上げ

6. 通商銀 四十時間回

7. 大連明子有給休暇

ハ船主側はこれに對して、履行契約一ヶ月延長を提案し十二月十五日に貨銀の再検討することを棄絶したが、組合側はこれを容れなかつた。

二、このように考へた組合は、國際通商船倉庫労働者組合機関士同業會がある。

三、アメリカ鉄道協會は港灣に滞貨するのを防ぐため、大西太平洋洋行およびメキ

シコ灣岸に碇泊中のアメリカ船舶向け貨物の輸送を停止した。

四、かかるうちに、この所屬海運關係三組合は、船主三十九名とスト解決の交渉を續けて、六月十九日早朝労資双方の間に賃金五%引上、東西兩岸スト中止の協定が成立した。(時至六二一)

(四) 新労働法 (一九四七年新労働関係法)

イ ストーーク 一九四七、六、九

イ 成立までを経過

ハ 上下兩院の四ヶ月に亘る持論の後、新労働法案は大統領の拒否を乗切つて六月二十三日成立した。

外一四

四 下院案、上院案並に上下院妥協案の決議状況は次の通りであつた。

下院ホートリー法案

五月十七日下院票決 三〇八 對 一〇七

上院タフト法案

五月 日上院票決 六八 對 二四

タフト、ホートリー法案 (上院交渉委員會作製の上下院妥協案)

六月 四日下院票決 三二〇 對 七九

六月 六日上院 五四 對 一七

拒否権棄切り票決

六月二十日下院票決 三三一 對 八三

六月二十三日上院 六八 對 二五

(二) 新労働法の概要

ハ 新労働法は、大統領が裁可すると拒否するとを両口下、法律となるように編和の上院案を主として取入れている。

ロ 両院委員会によつて出来上つたものは、實質上ロバート・タフトの草案である。下院フレドボートリイ主張の行過ぎた規定、即ち工業部門全般に亘る取極めを禁止し、個人雇傭主として労働組合に對する禁止命令を獲得させるといふ條項は、削除された。

ハ しかし、最後の妥協案は尚強硬なものである。これは、ローグナーの *Intercollegiate Athletics Act* を再出し、ノーリスラカデアの反禁止命令法 *Anti-Intercollegiate Act* を緩和し、労働組合の行動規則を詳細に規定している。

(3) 主要な内容

- イ 全国労働関係局
委員を三名から五名に増加する。
- ロ 調信事務局
労働省から独立し連邦仲裁事務局 *Federal Mediation Service* を設立される。

内一四

- ハ クロースドシヨク
禁止される。
- ロ ユニオンシヨク
労働者の秘密投票で多数派がえられた時にのみ許可される。
- ハ 會費の天引（組合費の賃金からの前引）
個人労働者が自発的に承認した場合にのみ許可される。
- ヘ 職長
雇傭主は彼等と團體交渉するを要しない。
- ニ 契約單位
専門家および技術者たる被傭者は、工場單位、會社單位の組合に加入しない權利を保障される。
- ホ 不正労働行爲
組合は左の行爲を禁止される。
ハ 労働者の参加を する こと。

- イ 団体交渉の拒否
- ロ 不當な會費又は入會金の徴集
- ハ 會費未納以外の理由で労働者の差別待遇を雇主に要求すること
- ニ 濫張及び罷業、同情罷業に入ること
(ワーグナー法は雇傭者の不正行為を禁止したのみであつた)
- ホ 禁止命令

全国労働関係局は組合並びに雇主に對し禁止命令を發する権限を與へられた。

ロ 損害賠償請求訴訟

雇傭主又は他組合は、契約違反、違法罷業、ボイコットの理由で組合を前進するこゝろかである。

ハ 哨戒

罷業工場への出入を阻止することを得ない。

ニ 冷却期間

ロ 國家機能を妨害する罷業

罷業は六十日前に予告せねばならない。

公共の保健安全を脅かす八十日以上罷業、用出に對して政府は禁止命令を發する権限を持つ。

ハ 政府に對する罷業

官更の罷業は禁止される。

ロ 組合の政治的 Contribution

国民の予選會及び選挙において禁止される。

ハ 共産黨員

労働関係局は組合役員全員が共産黨員でない限り宣誓書を提出しない限りは組合を承認しない。

ロ 組合報告書

組合は労働長官に左の事項を包含する組合報告書提出せねばならぬ。

ア、詳細な會計収支

ら 役員の磨給

ろ 会費の額

り 会員の規約

れ 役員選挙と罷業決定方法

厚生資金

産備主と組合の合同管理でなければ産備主の寄附は不法である

産備主の言論の自由

産備主が脅迫を試みない限り労働関係の演説は保障されている

新労働法の施行期日

改正の日より六十日後即ち八月二二日

賛否両論と将来の問題

時電 二二六二一

A.F.L. 會長ウリアム・グリーン及びC.I.O. 會長フランスマレの意見

本法案はただに労働運動にとつてのみならず、国家にとり深刻的悪果を招く。

四一五

本法案の目的とするところは労働交渉権を弱むアメリカの生活水準を擁護する労働組合の活動を抑制するにある。

若し本法が成立すれば現在の高い生活水準と高い購買力は低下し、これは荒廃的不況を誘致されるであろう。

この法案は労働組合を弱体化し、破壊しようとする奴隷労働法案である。

外信 二二五一一

新労働法は全米産業戦線の闘争を拡大に導くものであり、わが国への同法撤回運動を展開するに当る。

朝日 二二六二六

換装者ロバート・ドタフト上院議員フレッド・バートレー下院議員の意見

(朝日 二二六二六)

臨陣交渉権を促進保護せんとする労働法の基本政策には何の變改もなされるべきでない。

本規定は慎重審議の必要委員の証言により起草された。

本法は他の連邦法律、裁判前判例、州法律に相應矣を保持している。

4) 共和党が昨年十一月の中間選挙で勝利を得た理由は、労働関係の調整すべきことの税立法を行小ことを公約したかりで、共和党はこの立法を行小信任状を選挙民からえている。(二三日タフト議會議発表)

朝日 二二六二六

5) アメリカ新開組副會長サム、ユーバンクス氏発表
「議會にもつと多数の労働者代表を送り込むことに闘争の重負を置かれはならない。」

6) アメリカ進歩市民連盟 (P.M.) (シリトウオーレスの指導にあり) 発表

「トルーマン大統領の拒否失敗は最も悲劇的なものである。」

7) 全国労働関係局委員カーハート、アサーゲル氏の辞職

8) 新労働法の実行性に關し深い疑問を掲げ、再就職すると発表

9) 一部消息通の意見

10) 本法施行後幾多の法的行政問題が生起し、これを明確にするには今後裁判所の判決をまたなければならぬ。

11) 法律の最善の形態がはつきりして米國労働界に十分な効果を及ぼすには幾

外一五
外一六

ヶ年を要するだろう。

6) 成立の結果

朝日 二二六二九

1) 全米組織労働者の三〇%がクロス・シヨツア制の下にあるかり、これら組織合規約を変更しなければならぬ。

2) ニオン・シヨツア制下の一五%の労働者も自己の組合について再検討せねばならぬ。

3) ノーリスラがテア法では裁判所が無暗と罷業止令を出してはならないことになつていたが、こんど法律で覆充され、影響するところは大きい。

4) 最初の問題はシヨルイ又の率いる炭坑大組合の累約更改問題である。

5) 現在現在炭坑は政府の管理下にあり、この管六月三十日で解除され、七月からは炭坑経営者と組合との累約によつて一切は左右される。

6) 現在両者の歩み寄りの氣配がないから、組合は累約を改訂せしめ職場を放棄する可能性がある。

7) 新労働法の反響

外信 二二六二六

ハ 新幣勸法に對する抗議罷業

(a) 炭坑幣勸法の抗議罷業が始り六月二十四日には参加人員二十五万人に達した。台同炭坑幣勸法組合も六月二十八日から十日間の休職に入つた。

出炭減分の影響は各方面に及び時に重之兼方面の操縦乃至休職をなす會社が繰出した。

(b) 東部海岸九造船所では幣勸法四名が二十六日から罷業に入る旨發表した。

四 新幣勸法取消法案

外信・二二六・二五

六月二十四日民主堂下院議員シモン、レジンスキト氏は新幣勸法取消法案を下院事務局に提出した。同議員は新幣勸法を審議した下院幣勸法委員會の小殺派に屬する。

ハ トルーマン大統領の言 抗議罷業に對する警告

外信・二二六・二七

新幣勸法への抗議罷業が拡大すれば米國經濟の安定は脅かされ世界平和は危険に陥るべし。私は幣資双方が寛容と互にアフレートの精神をもつて新法に順應すべき重大な責任をもちてゐることを指摘してその自重を促すものがある。

内一六

これと同時に私は新幣勸法を、大統領として私の権限内にある限り合法の執行に努めるべし。私は幣資双方が寛容と互にアフレートの精神をもつて新法に順應すべき重大な責任をもちてゐることを明確にしておきたい。

ハ 中南米

一 中南米の貿易

(a) 戦時中メキシコ、ブラジル、アルゼンチン並に中南米諸國は中南米相互間の貿易上重要性を増した。

これは、戦時中ヨーロッパ、アメリカからの輸入路の遮断と、自由生産物の捌口としての中南米市場の開拓の結果である。

アルゼンチンでは一九三六年度輸入力のうち中南米貿易は一〇％に過ぎなかつたが、一九四六年には二一％となり、ブラジルでは十年前より二一％に對して二一％、エクアドルは六％から二九％、ペルーは一五％から四一％にそれぞれ増加した。

四 アメリカー 南米に對する貿易上の地位は愈々發達國となつた。

戦前ドイツ及び日本の進出により、アメリカ、イギリスの地位が危くなつたが、

今はその心配もなく、急速に貿易額は上昇している。

中南米リアメリカ向け輸出は一九四六年第一四半期に四億三千二百万ドルであったが、一九四七年第一四半期には九億三千百万ドルと急増した。これは諸国内のアメリカセンテンの、メキシコ、ブラジルは依然高い位置を占めている。

(四) ×キシコ対アメリカ経済協力 (日本通信 六二八)

×キシコ政府はアメリカとの経済協力に關して両国大統領の共同聲明のたがでアメリカとの為替安定のため新協定の締結、ワシントン輸出入銀行の×キシコに新クレディットを供與、その他重要な案件を協議中であると發表した。

(短中波 五一五)

(三) アルセンチンの物價引下新政策 (時至 六十六)

アルセンチン大統領は十二日生計費を引下げるため、織維製品、靴および帽子の国内ストロクを總て接收しこれを一般に売出す権限を政府に與える法令を公布した。大統領は五つの法令を公布した。これについて衣服費の五割ホテル料金及び一部家賃の一割七分、映画料金の二割引下げが行はれるだろうと述べ、さらに政

ヤ
キ
キ

府は食料品價格を引下げるため、別の政策を考慮中であると聲明した。

(二) 法令の主要長は、政府に靴、帽子、織維製品、ストロクを、その原料および製品を含めて全部接收する権限を與えるので、輸入業者及び国内製造業者がスト

ックもこのなかに含まれるものである。

(一) この法令は最近制定された税、禁止法に基礎をおくものであるが、大統領はこの措置が商業の自由を制限しない理由として、賣出し価格は製造業者の定めた値段であるとしている。

この法令によれば、接收商品は一九四六年八月五日製造業者が公定価格と定めた値段に、その後の生産費値上りとして、四十%加算した価格を以て政府の手で売却されることになつてゐる。



